

令和7年度 第2回出雲市環境審議会

日時：令和7年8月20日（水）14：00～15：50

場所：出雲市役所 全員協議会室

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 議事

（1） し尿等収集処理手数料の改定について【資料1】

①収集・処理手数料の現状について（前回まとめ）

特に意見なし

②収集手数料の検討について

《意見等》

【会長】

いろいろ説明がありましたが、論点整理をしますと4つの論点があると思います。

①収集手数料について、値上げをするかどうか。

②合併して約20年になりますが、地域別の料金にするのか、統一料金にするのか。

③値上げをするのであれば、改定幅は？上限は？

④割増料金について、どう考えるか。

以上、4つの論点について、委員の皆さんはどうお考えでしょうか。

まず「①収集手数料について、値上げをするかどうか。」ですが、賛成であれば拍手願います。

※【委員】拍手多数 異議なし

次に「②合併して約20年になりますが、地域別の料金にするのか、統一料金にするのか。」について、どうお考えでしょうか。

【委員】

4つの論点という話ですが、まず、辺地だからとか出雲環境センターから遠いからという理由で地域別の料金や割増料金があるのは、業者さんとしては当然だと思います。しかし、市民目線で見たら、同じ税金を払って同じ地域に住んでいるのにもかかわらず、そういった格差があるというのは如何かと思います。原理原則は、同じ市民であれば同じサービスが同じ料金で受けられることが原点だと思います。その場合、収集手数料についても処理手数料についても基本同一料金とすべきだと思います。つまり、割増料金もなしということです。

そうした場合、業者にとっては、業として成り立たないところが出てくると思います。仮に、その差額部分などについて、行政が負担をするということはできないでしょうか。例えば、国や県からの補助なのか、一般会計から支出するのかわかりませんが、業者の収入をすべて受益者から払わせるのではなくて、市が補填をするような形をとれば、私は収集手数料の統一で

資料 P4 の案 4 が、一番市民にとって理解しやすいのではないかと思います。

【委員】

基本的に先ほどの委員の考え方は理解できるかなと思います。あとは細かい部分の距離、負担に関するところの手当をどうするかだと思います。委員のおっしゃる通り、市が負担するのかというところの調整がつくのであれば、市内同一というのは理解できると思います。

【事務局】

今、その対応ができるかについては、新たに予算が必要などいろいろな要因があるため、即答ができないところです。現状、この案を出したのは、収集は許可業者方式をとっており、全国でもこの方式を採用している自治体が多々ありますが、収集手数料が直接事業者の収入になるためです。

我々も市民目線を意識しながら、基本は手数料統一の方向で今回提案しています。しかし一方で、業者は各地域に立地しており、どうしても距離的な経費負担が大きい場合は、一定の考慮をしなければ、収益が業者によって不利になるということも踏まえ、今までの割増手数料の基準を見直し、25kmを超える場合は、割増手数料を徴収することとしてはどうかと考えたものです。あくまでも、どんどん割増手数料を取っていいこうという考えではなく、業者として業が成り立つ最低限のラインを考慮して、市民の立場、事業者の立場、両方を考慮した設定で案を出したところです。

割増手数料の対象件数は、これまでよりかなり少なくなると考えていますが、現在、事業者にお願いして集計をしているところであり、次回、ご提示できると思います。

【委員】

先ほどの事務局の回答で、対象件数が何件なのか。その割増手数料の総金額は幾らなのか。それを見て、全体で調整ができるものなら割増手数料はなくしていただきたいと思います。

その数字をまた次回見せてください。

【事務局】

承知しました。

【会長】

論点を少し戻します。改定（値上げ）については、皆さんにご賛同いただきました。

次、2点目の「②合併して約20年になりますが、地域別の料金にするのか、統一料金にするのか。」について、いかがでしょうか。こちらは、統一という形でいかがでしょうか。

※異議なし

では、2点目の論点の基本手数料については、合併したので市内同一ということでご賛同いただきました。

3点目の改定幅についてはまだ審議していませんが、先に4点目の割増手数料について、どうするかということで先ほどご審議いただきました。全て同一にすると業者によっては負担が大きくなる場合があると…。その場合、市で対応などできないかどうか。どれぐらいの負担になるのか。そういったところも含めて、事務局側から次回の審議会で資料を提出させていただくという整理でいきたいと思います。

【委員】

出雲環境センターの約 4 億 2000 万円の市の負担の内訳が分かれば教えてください。例えば、国の補助金は、何に対してこの割合で補助金をもらっているかなど、ある程度分かれば、教えてください。

【事務局】

出雲環境センターでの処理に係る財源のお話かと思います。最新が令和 5 年度の決算になります。経費としては、決算ベースで約 4 億 4600 万円かかっています。このうち施設の整備関係に一般廃棄物処理事業債を約 8,200 万円充てています。また、処理手数料で賄っているのが約 6,100 万円。他にわずかですが収集運搬業の許可事務を行っていますので、これが約 5 万円ということで、残りの約 3 億 200 万円が一般財源という内訳になっています。

通常の運転維持管理は、一般財源とし尿の処理手数料を充てています。設備の工事関係は、工事費の 75%に一般廃棄物処理事業債を充てています。

【会長】

話を元に戻しまして、先ほどの論点の 4 つの中の 3 点目の改定幅についてです。これは資料 P7 でお示したとおり、改定率 150%をベースに検討してはどうかという提案でしたが、このことについてご意見を賜りたいと思います。

【委員】

資料 P7 のところで 1 点確認ですが、上段の改定率における収集手数料の比較のところで、安来市の収集手数料が 210 円という説明があったと思います。前回の会議の説明のときは、令和 9 年 4 月 1 日から 231 円で統一されるという説明があったと思いますが、その差の確認をさせてください。

【事務局】

今回お示ししたのが税抜きの金額でして、前回金額は税込みで比較をしていました。

【副会長】

公共下水道について、住民の負担金額は 1 世帯あたりいくらになりますか。

【事務局】

資料 P6 の下段に下水道の使用世帯の負担金額との比較を載せています。

下水道使用世帯は、年間負担額が 5 万 2000 円程度ですので、現在、下水道料金とはかなり差があります。

【副会長】

下水道使用世帯はどのくらいですか。

【事務局】

出雲市の全世帯の 8 割程度になるかと思います。

【委員】

今回 255 円という組合要望があり、この要望に 100%応えると、市民からすれば、かなりの負担になるということで、出雲市としては 150%の上限とし激変緩和を考えておられる。

今後の物価上昇や人件費の状況を含めて考えると、事業者には大変なご苦労になるかと思いますが、それを 150%に抑えるにあたり、その辺の事業者に対する考え方と市民の激変緩和とい

うことの両面をどういうふうに考えていらっしゃるのか。

業者としては事業が成り立たなくなる可能性もあり、いわばサービスが提供できなくなる可能性も究極としてはあるかもしれませんが、その 150%の幅をどう考えていらっしゃるかお聞きしたいと思います。

【事務局】

組合の原価計算に基づく要望というのが 163%の値上げということで、さすがにこれは高いという考え方で資料を出しています。これを 150%に抑えても、市民目線でいくとかなりの上げ幅になります。現在、市では施設使用料の改定についても検討していますが、これについても 150%が上限というところを考えています。

そうしたものも踏まえ、一気に上がるというところを抑えつつも、何とか事業者の負担に見合った収入というのは考えていかないと、市民生活のベースのところで、し尿を収集する業者がいなくなると大変なことになりますので、国の通知等も出ていますが、しっかりと経費は見ていくというところが必要となってきます。その辺の兼ね合いで、150%としたものです。また、先般も県の最低賃金の答申が出ましたが、過去最高の上がり幅となっています。

こういったところを勘案すると、今後も最低賃金は上がっていく可能性があります。その辺は次回の審議会でお諮りしようと思っていましたが、今後は定期的に見直しを検討いただきたいというような要望も組合からありました。そのあたりを審議会の答申にも盛り込んでいただければと考えています。

【委員】

150%値上げをすると 234 円になるということの前に、資料 P5 の下段に 255 円の組合要望に対して、括弧書きで、車両必要台数を整数に直して計算するのではなく、実数の 3.68 台を必要台数として計算をすると基本手数料は 234 円になると示されています。この数字が、たまたま 150%と重なっていますが、根拠としては大変わかりやすくいいと思います。

【会長】

上げ幅 150%というのは、市としても最大限という考え方であるということでしたが、中身の実態としては無理のない数字かなと思います。

しかしながらそこに至った経緯というのが、10 年も 20 年も据え置いていたということはいかななものかと思います。やはり 5 年、最低でも 10 年以内には見直しを図るというのが、通常の方考え方だと思います。そこについては、市の方に苦言を呈したいと思います。

上げ幅 150%については、皆さんいかがでしょうか。賛成であれば拍手願います。

※【委員】拍手多数 異議なし

4 点目の論点の割増手数料については、次回の審議会に持ち越しをして、市の負担等々も関わりがあると思いますので、委員の皆さんあるいは市民の皆さんに納得いただけるような詳細な資料を出していただきたいと思います。割増手数料については、今回はそういった結論で整理をさせていただきたいと思います。

【委員】

収集手数料の値上げについて、150%で妥当ではないかと思います。先ほど会長がおっしゃったように、この 25 年間見直されなかったというのは、非常に問題だなと思っています。

前回の会議でも、「し尿処理は市町村の責務」という説明もあり、たまたま出雲市は許可業者方式をとっている中で、これまで事業者の皆さんが頑張りながらご苦労され、収集を維持してこられたのではないかなと思っています。

ただ、市民目線からすると、この 150%の値上げというのは非常に負担が大きいという気がしています。資料 P4 の改定の手法で段階的な改定も検討ということも説明がありましたが、市としてはどのようにお考えでしょうか。

【事務局】

先ほど委員のおっしゃったとおりだと思っています。市民からすれば、1.5 倍を一気に値上げというのは、大変な負担だと思っています。我々としても激変緩和措置として、段階的な改定といったところも、この後審議いただく処理手数料の改定を含めて、トータルで考えていきたいと思っています。

次回、3 回目の審議会で全体の値上げの金額が見通せたところで、改定の手法、どうやって値上げしていくかというところをご議論いただければと考えています。

また、先ほど会長からお話があったように 25 年間改定してこなかったということで、見直しのサイクルといったところも組合の要望として出ていますので、社会情勢にもよりますが定期的に検討していくべきという議論をいただきたいと思っています。

政府の方では、2020 年代に最低賃金 1,500 円を目指すといった話もありますので、そういったところも踏まえ、ご議論いただきたいと思います。

【委員】

段階的な改定については、次回でご説明をいただければと思います。近年では、公共下水道の使用料金も見直しがあり、こちらも 18%の値上げを段階的に行われたような状況もあります。そういったところも参考にしながら、考えていただければと思います。

【事務局】

この審議会のご意見を答申に反映する形で段階的な値上げに配慮すべきということであれば、当然そのような形で検討していきます。

具体的には、委員がおっしゃったとおり下水道料金も、年度ごとに段階的に上げております。5 年後にするのか 3 年後にするかはわかりませんが、そこで 150%になる形のやり方が想定されます。詳細については、次回でお示しできたらと思っています。

③処理手数料の検討について

④収集・処理手数料の改定（案）について【別紙資料】

【委員】

原単位を 18 リットルとされておりますが、自分のところ（各事業所）では、し尿を処理していただく際は、立米換算で納品書が来るのですが、未だにし尿というのは斗単位で表すものなのでしょうか。

【事務局】

この 18 リットルの単位について、基本的にはこの考え方でずっときているところであり、その部分については、思い至りませんでした。今、実態はこうしているというところしか申しあげることができませんが、今は 18 リットル単位で料金設定をしているところです。

他市の状況や全国的な状況も含めて検討させていただきたいと思います。

【委員】

1 世帯当たりどれぐらい影響額があるのか。

【事務局】

この後説明する予定でしたが、別紙資料に記載しています。仮に、処理手数料を税抜 26 円とした場合には、年間でし尿くみとり世帯が 1,000 円程度、浄化槽設置世帯が 1,300 円程度、負担が増える見込みとなります。

【委員】

別紙資料についてです。最初の市民は平等という考え方とリンクしますが、このし尿及び浄化槽の収集世帯年間徴収額に地域別の金額が全部記載されていますが、平等にはならないのでしょうか。

【事務局】

別紙資料下段③、④の表について説明しますと、現行の収集手数料は、地域で料金が違うので、地域ごとの料金を記載しています。収集手数料の改定案のところを見ていただくと、統一する方針なので、すべて 29,858 円で記載しています。保留になりましたが、平田地域と佐田地域には割増手数料の影響額も記載しています。この部分を除いてお考えいただけると、統一料金の考え方になると思います。

【委員】

資料 P12 の表の中で、最終的に前回の答申に基づく改定後の料金で考えると、税抜き 26 円以上にすれば、前回答申に収まるということが記されていますが、前回答申の 20%程度というのは、どの範囲なのでしょう。例えば案③の場合、18.3%も人によっては 20%程度じゃないかと思う方もいるかと思いますが、このあたりの線引きみたいなものはありますでしょうか。いかがでしょうか。

【事務局】

委員のおっしゃるとおりで、どこから線を引くのかと難しいところがあり、事務局としては、概ね 20%ということで、小数点の範囲内で切り上げて 20%になるというところを基準に線引きをしたところです。このため、案④の 19.8%から概ね 20%という考え方で、今回、資料を出させていただきました。18.3%は、20%程度というには若干足りないと考えたところです。

【委員】

資料 P12 の処理手数料の改定案で、税抜き 26 円以上とする必要があるという説明がありました。

先ほど話のあった、施設使用料見直しにあたり、激変緩和措置として、150%を改定の上限としているという話もありましたが、この部分に関しては、適合しないということになるのでしょうか。8 円アップだとまだ 140%ぐらいになると思いますが…。

【事務局】

26 円ですと、18 円から 26 円ですので、現行の 1.44 倍になります。

26 円以上とする必要があると記載していますが、それ以上とするならば、1.5 倍が上限という考え方もあり、事務局としては、議論のたたき台として 26 円でどうかということです。

1.5 倍となれば市としてはありがたいのですが、20%程度ということで、19.8%を採用でどうかという案をお示しました。

【会長】

処理手数料について整理させていただきますと、前回の審議会の答申を踏まえ、受益者負担 20%程度ということになっています。事務局から税抜き 18 円から 8 円値上げの 26 円という提案がありました。皆さんいかがでしょうか。賛成であれば拍手願います。

※【委員】拍手多数 異議なし

【会長】

委員、全体の値上げに関して市民の皆さんの反応を、どのように想定されますか。

【委員】

このような経済情勢ですので先が読めないということもあり、不安をお持ちの方が大変多いと思います。

料金改定等も今までのように 10 年 20 年先延ばしせずに、5 年ごとに区切って見直しをしていくということも必要だと思います。もう 1 つは、段階的に市民の影響が少ないようなやり方で対応していかないと、いきなり 50%値上げというのは、なかなか市民としては受け入れにくいかなと思います。

【会長】

収集処理手数料の影響世帯は、何割くらいになるか。

【事務局】

概ね 2 割程度に影響があると考えています。

【副会長】

今回の審議会で激変緩和の方法についてご説明いただけたと思いますが、やはり物価も高騰しており、年金暮らしの方々はずっと同じ金額のままで、暮らしはどんどん苦しくなっているという声も聞いています。値上げは家計に非常にシビアですので、激変緩和とともに十分な周知期間をとっていただければと思います。

【事務局】

激変緩和については、また次回ご提案させていただきたいと思います。1 回目の審議会で話したかわかりませんが、順調にご審議いただきましたら、3 月の議会で条例改正案を議会に提案したいと考えています。しかし、4 月からいきなり改正ということではなく、来年の 10 月に実施を考えています。概ね半年程度の周知期間をとり、しっかりと丁寧に説明をしていきたいと考えています。

【委員】

今回の審議の内容とは離れますが、集落排水処理施設など直接出雲環境センターへ汚泥等の搬入するところについても、処理手数料等は関係してきますか。

【事務局】

市民には直接は関係ありませんが、集落排水処理施設を管理しているところには、当然改定金額が適用されます。

【会長】

今日議論いただきました論点について整理をします。

まず収集手数料について4つの論点がありました。

①収集手数料について、値上げをするかどうか。

→値上げ（改定）をする。

②合併して約20年になりますが、地域別の料金にするのか、統一料金にするのか。

→統一料金とする。

③値上げをするのであれば、改定幅は？上限は？

→上げ幅としては50%を上限にする。改定の手法については、次回の審議会で議論していただく。

④割増料金について、どう考えるか。

→次回の審議会で改めて資料を提示する。

次に処理手数料については、前回の審議会で処理経費の20%が受益者の負担とすると答申が出ていますので、現行の税抜18円から8円UPの26円以上とします。

本日の審議会は、そういった結論で整理をさせていただきたいと思います。

6. その他

（１） 第3回出雲市環境審議会スケジュール

【事務局】

次回会議の日程等について案内。

7. 閉会

15 : 50 閉会